

# Forum

## 市民参加のまちづくりネットワーク

発行/市川市 編集/企画部広報課  
〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 TEL / 047-334-1111 FAX / 047-336-2300  
ホームページ / <http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>

# 市民(納税者)が選ぶ市民活動団体支援制度

# 1%の種が100%の実を結ぶ。

4月から、市民(納税者)が選ぶ市民活動団体支援制度

(1%支援制度)の団体の選択が始まります。

個人市民税の1%相当額を選んだ団体の支援に充てられる

この制度は、納税者の意識を高め、また、市民が

市民活動を支えるという、

協働の時代を先取りした

制度として

全国から注目されています。

すでに団体の応募受け付けを

終わり、83団体から申請が

ありました。

これまで、

選択した団体を届け出る

方法として4月発行予定の

広報特集号に刷り込んだ

返信用封筒を郵送して

いただくか、窓口において

いただくこのみを予定して

いましたが、できるだけ多くの

納税者が選択に参加することができるよう、

他の方法でも届けられるようにしました。

あなたの税の1%の種が100%の実を結びよう、

一人でも多くのかたの参加をお願いたします。

(この制度に係る予算は、現在開かれている市議会

2月定例会で審議されます。制度はこの予算の

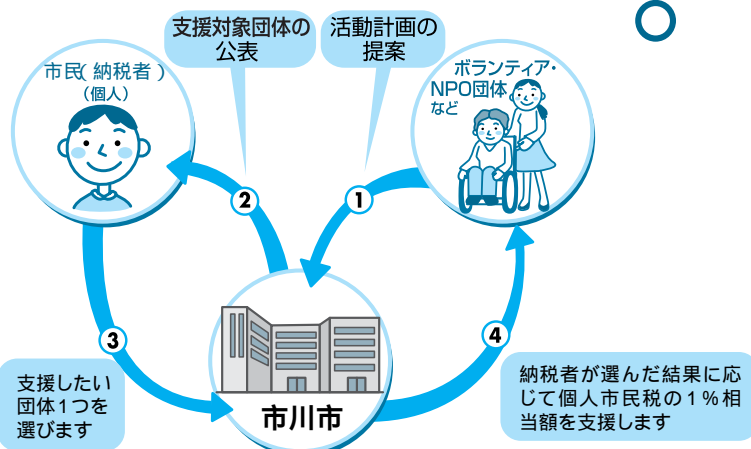
成立を待つて実施するものです)



### 地域に根づく 市民活動に支援を

市川市では、ボランティア活動などの市民活動が非常に活発に行われてきました。NPO法ができてからは法人化する団体も増え、現在81のNPO法人が市内に事務所を置いています。これらの団体は、行政の手の届かない部分、あるいは行政よりきめ細かな事業、市民活動団体ならではの地域に密着した活動を展開しています。しかし、これらの団体が設立目的に沿って十分な活動を展開するためには、財政的なサポートを必要としている場合が少なくありません。行政が選んだ団体に補助金を支出するという支援の仕方もありますが、本来は、これらの団体を市民が支えるということが望ましいと考えます。そのために市民の皆さんに団体を選んでいただき、その団体に對し支援していくのがこの制度です。

### 制度の仕組み



また、現行の税制度では自らの納税について、納税者が直接、その使い道を決めることはできませんが、その意思表示ができるようにすることで、税についての関心を高めたいというのが制度の目的の一つであります。それにより、「自らの地域は、そこに住む人々が自らつくる」という、市民主体の地域づくりを実感していただくものです。納税者が支援したい市民活動団体を選択することで、これらの団体の活動に対する関心も高まりますし、団体も支援を得るためには活動をオープンにし、納税者の支援に込めたいかなければならないという良好な関係が生まれます。

ですから、この制度は単に市民活動団体への財政的支援ということではなく、協働の時代にあつて、市民活動が、多くの市民に理解され、地域に根付いて、さらに活性化し、行政にはできないような事業を、市民の力で展開してもらいたいという期待が込められているのです。

# あなたも育てる 市民活動

## 交付希望団体に向けての説明会が行われました



去る1月15日(土)午後1時から、メディアパーク市川2階「グリーンスタジオ」で、今回の制度に関する説明会が開かれました。今にも雪に変わりそうな冷たい雨が降り続くあいにくの天気でしたが、ジャンルもさまざまな130団体の皆さんが集まり、会場は満員。制度に対する関心の高さをうかがわせました。

## 支援金を受ける団体が決まるまで

### 83団体からの申請がありました

団体からの募集は2月4日に締め切れ、ぎりぎりまで応募書類を前に、熱心に職員に質問する姿が見られました。

最終的に83団体からの申請があり、その内訳は、保健・医療・福祉の増進(24団体)、子どもの健全育成(24)、まちづくりの推進(10)、学術・文化・芸術・スポーツの振興(10)をはじめ、市民の皆さんに身近な12分野にわたっています。

**3月上旬** 応募書類に関する審査会が行われます。審査員は、4名の学識経験者と公募による市民3名による7名から構成されます。

現在、審査員によって、書類の確認が行われています。市民からの公募を含む7人の審査員は次のかたがたです。

- ・李 明伍 (和洋女子大学 人文学部 国際社会学科助教授)
- ・松原 明 (シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 事務局長)
- ・山口郁子 (中央労働金庫 営業推進部NPO推進次長)
- ・長野 明 (千葉県税理士会市川支部 税理士)
- ・河合陽子 (公募市民)
- ・山岡和宏 (公募市民)
- ・日下部貢一(公募市民)

**3月中旬** 各団体へ書類審査結果を通知します。

**4月上旬** 各団体の事業計画を広報紙・市のホームページで公表します。また希望する団体はケーブルテレビなどを利用し、プレゼンテーションを行うことができます。事業内容を詳しく知りたい場合は、申請された書類の原本を閲覧することもできます。

**5月上旬まで** 市民(納税者)は支援したい団体を選んで届け出ます。

**5月末** 選択結果が公表されます。支援額を参考に、各団体で事業規模を見直します。予定額より少なかった場合 事業規模を縮小するか、実施する意味がないと判断した団体は、提案を取り下げることができます。予定額より多かった場合 自前で負担する額も増えますが、規模を拡大することもできます。余剰金が不要の場合は、市民活動団体支援基金に積み立てることになります。

**6月** 見直された事業計画書を再び審査会で審査します。

**6月中旬** 結果をふまえ、各団体に交付決定額が通知されます。

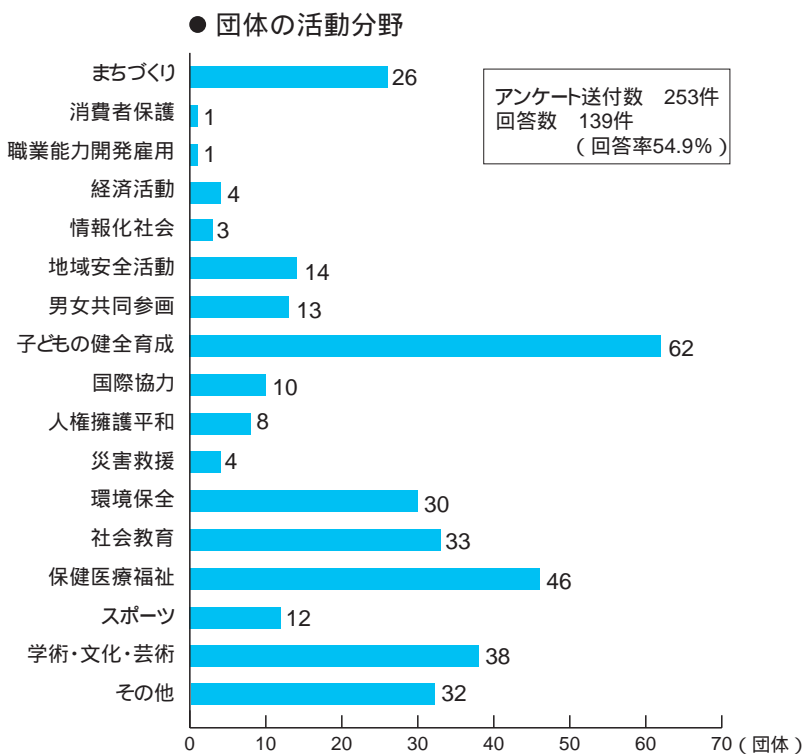
事業の実施と実施報告書の提出

市民は、実施報告書を閲覧することができます。

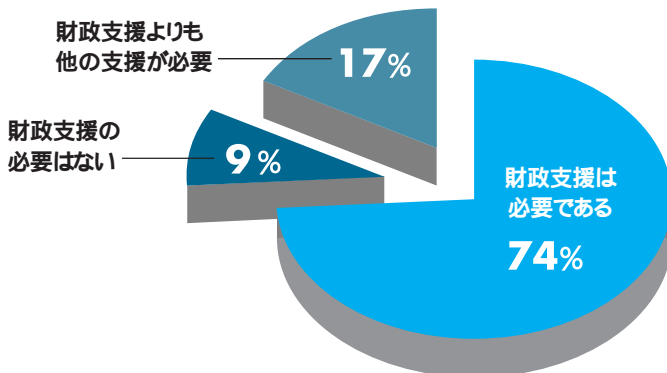
市では昨年7～8月に、市内のボランティア団体・NPOなどに向け、市民活動支援制度に関するアンケートを実施。139件の有効回答を得ることができました。

その結果、5年以上活動を続ける団体が100団体と7割を占め、地道な努力がうかがえます。また会員数については10人未満も14団体ありますが、約4割の団体は、41～50人、もしくはそれ以上で構成されていることがわかりました。

年間の活動経費は20万円未満、20～50万円を合わせると、半数を超えました。こうした活動資金はメンバーの会費に頼るところが大きく、足りない分として寄附や国県市からの助成金もそれぞれ55件、58件と、財政支援が期待されていることがわかります。



### ● 市からの財政支援についてどう思うか



## 市民のパワーが、いちかわを作る

アンケート結果を見てもおわかりのように、団体の財政基盤は弱いところが多く、行政からの支援が期待されます。しかし、その場合に行政と上下の関係にあると誤解を受けるケースも少なくありません。そこで必要になるのが市民による団体の選択とサポートです。住みよいまちづくりに活発な市民活動は不可欠。それを支えるのは市民の皆さん一人ひとりのパワーです。

既にハンガリーでは1996年以降、所得税の1%を納税者が選んだNPOなどへの支援に充てる制度が実施され、周辺諸国へも拡大を見せています。市民が選ぶ市民活動団体支援制度はこれにヒントを得たものであり、全国でも先駆けとして、大きな注目を集めています。



83団体が申請に(申請受け付けの様子)

そこが知りたい。  
市川ボランティア事情

# お答えします。皆さんからの疑問

**Q** 職場で毎月給料から市民税が引かれています。平成16年度の税額通知書が見当たらないのですがどうしたらよいでしょうか。

**A** 勤務先で給料から市民税を徴収することを「特別徴収」といいます。特別徴収のかたは、支援団体の届出の際に、勤務先の番号(指定番号)と個人番号を書いていただくことになります。税額通知書は毎年6月に勤務先から配布されていますが、見当たらないかたは、勤務先の担当者に番号を尋ねてください。また、退職などにより勤務先で確認できない場合は、本人と確認できる書類(運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード)を窓口の場合は提示していただくことにより、また、郵送や電話の場合はこれらのコピーをお送りいただくことで届出ができるようにしました。

**Q** 16年2月に市川市に転入しました。この制度で団体を選べますか。

**A** 今回の選択ができるのは、平成16年1月1日に市川市にお住まいのかたで、平成16年度の個人市民税を市川市に納税しているかたです。従って平成16年2月に市川市に転入したかたは、その前に住んでいた市町村に個人市民税を納めていますので、残念ながら今回は団体の選択ができません。

**Q** 支援したい団体が2団体ある場合は、両方を選択できますか。

**A** この制度では、1人の納税者が選べるのは1団体です。1団体に絞って選んでいただき、その団体の活動を温かく見守っていただきたいと思います。なお、1団体に絞りきれないが、市民活動団体を支援したいというかたは、市民活動団体支援基金への積み立てを希望することもできます。

**Q** 支援した団体に、私が選んだことや私の納税額が知られてしまうのですか。

**A** 団体には、選択した納税者の人数とその市民税額の1%相当額の合計だけが公表されます。誰が選択したか、また個人の納税額は公表いたしません。

**Q** 税の個人情報はどうに扱われますか。

**A** 個人の納税額や、完納しているかどうかの納税状況の確認は税担当部門の職員が行います。この確認のために税の情報を使うことについて、団体の選択に際して承諾していただくことになります。税に関する情報は厳密に管理いたしますのでご安心ください。

**Q** パートで働いています。市民税額はわずかですが役に立てるのでしょうか。

**A** 平成16年度の市川市の個人市民税の納期がきている分をすべて納めているかたは、どなたでも支援したい団体を選ぶことができます。たとえわずかでも、多くの市民が参加すればまとまった支援になります。それに、団体にとっては、たくさんのかたからの支援が活動の励みにもなると思います。ぜひ参加してください。

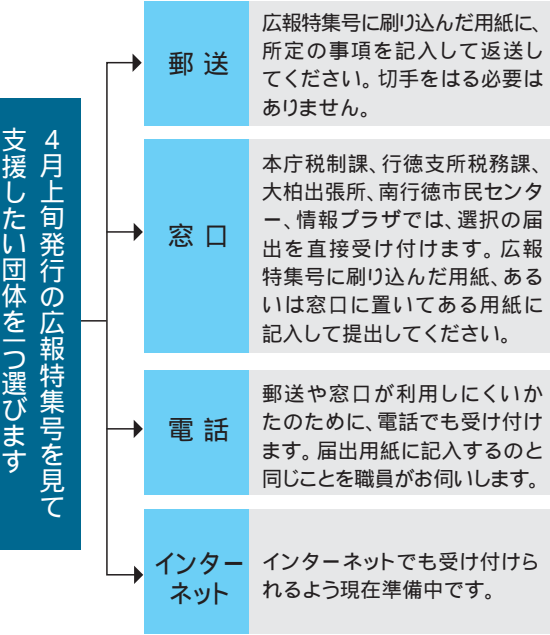
**Q** 支援する団体を選択したら、1%を余計に納税することになるのですか

**A** あなたの納めた平成16年度の個人市民税の1%相当額を、市が補助金として団体に交付するもので、税金を余計納めていただくものではありません。

**Q** 私が選んだ団体が支援金をどのように使ったかを確認することはできますか。

**A** 事業が終了したあとに制度に参加した団体の事業報告をホームページに公開します。また団体の作成した報告書の原本を閲覧することもできますので、来年度(18年度)の選択の参考にすることもできます。

(支援したい団体を選択したらこのような方法で届け出るようになります)



いずれの届出方法も平成16年度の個人市民税の納税通知書番号(特別徴収の場合は税額通知書の番号)が必要です。番号がわからない場合は、本人であることを証明できる書類(運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード)の提示、あるいは写しの送付が必要です。

**Q** 視覚障害者は、どのように団体を知り、届けることができますか。

**A** 広報特集号は点字版、声の広報の両方でも発行することを予定しています(また、団体のプレゼンテーションはケーブルテレビを通じて放送する予定です)。選択の届出については、電話でお受けいたします。ご本人であることを折り返しの電話で確認させていただきます。

**Q** 1%と言われても、どれくらい市民税を納めているのかわかりません。

## 確かめてみよう、自分の個人市民税額

今回1%の計算の基礎になる平成16年度の個人市民税について説明します。あなたの市民税額を知るには、サラリーマンならば6月の給料明細書と一緒に渡された市民税・県民税特別徴収税額の通知書に、自営業のかたなどは、同じく6月に郵送された納税通知書に記載されています。個人市民税には、所得に応じて課税される所得割と、所得の金額に関係なく一定

額が課税される均等割の2種類あり、これらの合計額が市民税額となります。

ここで注意していただきたいのは、平成16年度の個人市民税は平成16年1月1日に住んでいた市町村に納めるということです。従って平成16年1月2日以降に市川市に転入したかたは市川市に個人市民税を納めていないことから、今回の選択には納税者として参加することはできません。

[ 勤務先から渡された特別徴収の税額通知書 ]

**見本**

毎月の給料から徴収されるサラリーマンは、この通知書の「税額」の「市民税」欄を見ます。所得割額と均等割額の合計129,500円が市川太郎さんの平成16年度個人市民税額で、1%相当額は1,295円になります。

市民税	均等割額⑦	3000
所得割額⑥	126500	
合計	129500	
県民税	均等割額④	62200
定率控除額⑤	9400	
合計	71600	

[ ご自宅に郵送された納税通知書 ]

**見本**

この番号を団体選択の届出用紙に記入します。

区分	市民税	県民税
定率控除額⑤	64000	41000
定率控除額⑥	9600	6200
所得割額①-③-④	54400	34800
均等割額⑦	3000	1000
年税額②+⑥+⑦	57400	35800
市民税合計年税額⑧	57400	93200
特別徴収税額①		
普通徴収税額②-⑦		

自営業を営むかたや不動産収入があるかたなどで、自分で個人市民税を納めているかたに郵送された納税通知書です。「市民税」の一番下の欄、所得割額と均等割額を合計した「年税額」57,400円が市川花子さんの平成16年度の個人市民税額です。1%相当額は574円になります。